

たわけでございます。しかし、これは幸い発見者の急報によりまして、係員の誘導よろしきを得まして、十五名を除きます三十八名は無事に脱出をいたしましたわけでございます。

この災害の原因でございますが、災害の原因につきましては、目下全力をあげまして被災者の救出作業に努めておる段階でございますけれども、また、今後の精密な調査を待たなければ断定いたします。では、出水したものは海水であるとのできない部分も若干ござりますけれども、現段階におきまして調査をいたしてみますと、まず第一点といたしましては、出水したものは海水ではないということが第一点でござります。これは炭層の上部にあります非常にやわらかな地層に水が含まれておるわけでございますが、この水が、重圧によって生じました崩落個所を通じて、泥土を伴って出てきたのではないか、かのように推定している次第でございます。

それから、罹災者の救出作業の状況でございますが、災害後の罹災者の救出作業は、大浜炭鉱の労使だけでなく、隣接鉱、特に最近やめました本山炭鉱等より機材を応援いたしまして、五月十八日までに百九十メートル取り明けを完了したわけでございます。これはこの画面で、左大通といふところを先ほど御説明いたしまして、防水ダムの撤収にかかりております四人のほうに早くつくということで、防水ダムを突破して取り明けを開始したことと、もう一つずっと左から回り込んでおります一鉛というところに防水ダムがござります。

ざいますが、この防水ダムの五十メートル上まで水がきたわけでございますが、この水を取り明けし、一鉛から左一坑道のほうに取り明けにかかるといったわけでございます。そうして十八日まで延べ十九メートル、これは被災者を出すための要取り明け坑道の約二割に当たるわけでございますが、その取り明けを続けていったわけでございました。しかし、この間も泥水と、それが月の十八日の午後になりまして、作業中の坑道の肩部にございますシユート口より泥土が流出して参ったというこ

と、それから、この画面で一鉛と書いてある方向から水がまた出てきたと申しますが、そういう騒ぎがございまして、この作業員が非常ベルを鳴らして避難を行なうというようなことがあります。それで、そういう二回にわたりまして、この作業員が非常ベルを鳴らして避難を行なうというようなことがありますけれども、そのままして、作業員の作業に対する不安感と申しますか、こういう不安感を強めまして、就業を拒否するというような事態も発生したりいたしまして、作業者が停頓して参ったわけでございます。

そこで、一日も早く行きつくといふことで、私は右六片と申しますけれども、そういう「二回にわたりまして、この作業員が非常ベルを鳴らして避難を行なう」というような事態も発生したりいたしまして、作業員が停頓して参ったわけでございます。それで、そういう二回にわたりまして、この作業員が非常ベルを鳴らして避難を行なうといふことでござりますけれども、そのままして、作業員の作業に対する不安感と申しますか、こういう不安感を強めまして、就業を拒否するというような事態も発生したりいたしまして、作業者が停頓して参ったわけでございます。

そこで、一日も早く行きつくといふことで、私は右六片と申しますけれども、そういう「二回にわたりまして、この作業員が非常ベルを鳴らして避難を行なう」というような事態も発生したりいたしまして、作業員が停頓して参ったわけでございます。それで、そういう二回にわたりまして、この作業員が非常ベルを鳴らして避難を行なうといふことでござりますけれども、そのままして、作業員の作業に対する不安感と申しますか、こういう不安感を強めまして、就業を拒否するというような事態も発生したりいたしまして、作業員が停頓して参ったわけでございます。

そこで、一日も早く行きつくといふことで、私は右六片と申しますけれども、そういう「二回にわたりまして、この作業員が非常ベルを鳴らして避難を行なう」というような事態も発生したりいたしまして、作業員が停頓して参ったわけでございます。それで、そういう二回にわたりまして、この作業員が非常ベルを鳴らして避難を行なうといふことでござりますけれども、そのままして、作業員の作業に対する不安感と申しますか、こういう不安感を強めまして、就業を拒否するというような事態も発生したりいたしまして、作業員が停頓して参ったわけでございます。

月の二十二日からこの作業に着手いたしました。これは炭鉱側でも私どもの指示にしたえることができまして、五

月二十二日からこの作業に着手いたしました。これは炭鉱側でも私どもの指示にしたえることができまして、五

月二十二日からこの作業に着手いたしました。これは炭鉱側でも私どもの指示にしたえることができまして、五

月二十二日からこの作業に着手いたしました。これは炭鉱側でも私どもの指示にしたえることができまして、五

月二十二日からこの作業に着手いたしました。これは炭鉱側でも私どもの指示にしたえることができまして、五

月二十二日からこの作業に着手いたしました。これは炭鉱側でも私どもの指示にしたえることができまして、五

月二十二日からこの作業に着手いたしました。これは炭鉱側でも私どもの指示にしたえることができまして、五

な退避訓練の徹底化が望ましいのじやないか。それから、また、起きました災害に対しましては、救急器材を整備いたしまして、一刻も早く取り明けに移つていく、こういう点があげられるわけでございます。これにつきましては早急に結論を出しまして、いろいろな基準その他も定めて参りたいと考えておるわけでございます。

なお、水害のあった部内では、約七割程度の出炭が行なわれておったわけでございます。これが字部でいう、いわゆる五段層と申しまして、この付近で七甲と申しておりますが、同じ炭層でございます。この炭層の上層の三徳層をずっと手前のほうで掘つておる区域があるわかでございます。それで、本日の一番方からこの上層の区域に労働者の一部を向けて採炭をやつていく。それから、ただいま申しました岩盤抗道の掘進等の作業に全力をおくる。こういう二方面作戦で本日から進むようになりました。まだ出炭報告等はございませんけれども、現地からの報告によりますと、本日の一番方からこういう状態に入つておる、かように考えておるわけでございます。

以上で御報告を終わります。

○阿久根登君 ちょっと質問しますが、従業員は何名でしたかね、先ほど聞き漏らしたですが。

○政府委員(八谷芳裕君) 従業員は、四月末で九百四十名でございます。職員を除きます。

○阿見根登君 石炭局長にお尋ねいたしましたが、九百四十名といえば、これ
は中小炭鉱ではそう小さいほうじゃない
いと私は思うのです。九百四十名の
うちに二百六十何名の請負夫がおつ
た。これが実態であるならば、こうい

それから、一九・五トンの個人能率だと、今日これほど合理化が進んで参りまして、四千六百カロリーの石炭を

どうか。とれるとするならば、この従業員の給与形態はどうなっているか、どのくらいの給与をもらっているか。

の指定にはなっておらないはずなんですね。そういたしますと、調査団が出したあの三十数トンにほなるかこほど

遠いしかもこぢりう中小成銅で相
当な労働強化がやられておる。しか
も、三分の一近い請負夫がおられる。こ
う二三によつてみると、保険

設備その他も非常に私は危惧される状態にあつたのではないか、原因は幾多あると思うのです。しかし、現実問題

どもが頭に浮かびますのはそういう点でございますが、一体、石炭局長として、こういう炭鉱が、この種の状態で

この災害のあつたあとに希望退職を募
集しております。しかも、先ほどの報
告にもございましたが、従業員の中で

ついでどうお考えになるのか。
それから、保安局長にお尋ねいたし
ますが、この種水害でいわれるよう、

これは海水じゃなかつたということに
なれば非常に少ないのでですが、今まで
あつたものは海水か、川の水か、ある
いは古洞の水でこういう災害が起きて
おるわけです。古洞の水でもなかつ
た、海水でもなかつた、川の水でもな
かつた。それに、こういう因面だから
はつきりわからませんが、二つのダム
を閉鎖しなければならないほど急激に
泥と水が押し流されてきたというよ
うな状態が今日まであつたかどうか。
それから、もう一つは、十数名の人
がここにいかつておりまして、しかも、
坑道を掘つていくとしても、百数十
メートルの岩盤層を掘るとおつしやる
から、相当な日数もかかつてくる。そ
うしますと東中鶴でしたか、十八名、
上清二十八名でしたか、この人たちが
現在まだ死体も坑外に上がらず、採
鉱中止のやむなきに至つておる、こう
いう実態から考えてくる場合に、もう
相当な日数もたつておるから、この十
数名の方々が生存されておるというこ
とは、なかなか奇跡でもない限り、考
えられない。こういう実態から考えて
みます場合に、再びこの死体を地下に
放置したまま、炭鉱が別な道を歩く、
ほかの層を掘るか、あるいは先ほど私
が質問しましたように、合理化が進ん
で、ある炭鉱では現在の能率の三倍に
上がるというようなことまでいつてお
るときに、当然先細りになつて、死体
も坑外に上げ得ない状態になりはしな
いか。こういう点の御説明を願います。

○政府委員(中野正一君) 今度災害の
ありました大浜炭鉱は、先ほど保安局
長も御説明いたしましたが、宇部、小野
田地方におきます中・小炭鉱のうちで
は、比較的健全な経営をやつております。

うような状況で、海底炭鉱ではあります
が、能率は大体二十トン程度であります
が、最近少し情勢が悪くなつたよ
うに考えておりますが、比較的恵まれ
た条件にあって、調査団当時も、大浜炭
鉱は、将来増強維持の中に入るのじや
ないかと、大体この宇部、小野田地区
は、相当最近閉山が行なわれまして、ど
んどん炭鉱がなくなつておるのです
が、これは何とかやつていける炭鉱で
あり、したがつて、今後の合理化には
開発銀行あたりも出したらいいじゃ
ないかという考え方を持って、会社も、そ
ういう計画を持つておったわけです。
ただ、ここ一、二年の事情としては、
この津布田地区がだんだんと終掘に近
づいて参りまして、今度の事故もそう
ですが、新しく中央幹線の奥のほう坑
区の西のほうを新地域に全面展開をや
るという段階にきておつて、そのため
に新しい坑道を掘進する、こういう情
勢になつたわけであります。そういう
関係もございまして、今、先生が御指
摘になりましたように、全体の労務者
のうちで、三割近く請負夫が入つてお
るということは、やはり一つには、次
期計画の坑道の掘さく、それから、坑
道の維持が非常に困難であるために、
その保持のための仕繰り作業というよ
うなことで請負夫が相当入つておつた
のぢやないかといふうに考えており
ます。われわれが調べたところでは、
採炭は全部在籍坑夫でやつている状況
になつておるわけであります。
それから、賃金がどうかという、こ
れはちよつと今、私、手元に資料がござ
いませんが、われわれが大体今まで聞
いているところでは、宇部、小野田地

○政府委員(八谷芳裕君) 御質問の第
一点でございますが、この隣接鉱区に
本山炭鉱というのがございまして、最
近閉山をいたしておりますが、この本
山炭鉱では、この大浜炭鉱よりもっと
出水事故がひんびんとして続いていた
わけでございまして、その出水に耐え
かねてあれは閉山していった。水が坑
道に回つたりいろいろしますと、盤ぶ
くれ等によりまして、坑道の保持がき
わめて困難になる、こういう炭鉱でござ
いまして、本山等の事例では、この
方面で申しますと、右六片とか右五片、
いろいろ別々に水門を置きました、こ
こをシャット・アウトして放棄してい
く、こういう姿で進んでいるわけであ
ります。この当該炭鉱につきまして
は、幸い、今までにこの右六片から若
干の水が出てきている、こういう事例
もあつたわけでござります。しかし、
水門を閉じるというところまでには至
らなかつたわけであります。いずれも
四紀層の収縮によりまして、自然に自
己充填と申しますか、そういうことに
よりまして水がとまつていく、こうい
う形であつたわけでござります。
それから、今後の作業関係でござい
ますけれども、一応私どもは、まず、
右六片、ここにつきましての四人を救
出していくということが現段階の任務
であるうと考えるわけでござります。
その次に移りますのは、右七片坑道を
取り明けていくというわけでございま
す。これにつきましては、右七片坑道

を現在ほとんどフル・バッキングと申しますが、水は排水しているだけでござりますから、泥で埋まっているわけでございますが、これがどういう動きを示すかということをよく見きわめなければ何とも申し上げかねますが、一案といたしまして、この右六片を近接した坑道になるわけでございます。そこでこちらのほうから回り込みます。ここでこちらのほうから回り込み得るかどうか、これが早く進むかどうかの一つのキー・ポイントであると思えます。ただし、この奥から参りましても、これが自由面になつてない、行き詰りになつてゐるため、ここには奥の土砂は流れてきていないと考えられますけれども、回り込んでここに自由な面を作つた場合に、現在安定された形になつてゐるやうな波印ントを占める点じゃないかと考へるわけでございます。

○阿具根登君 奥のほうでございまして、この三人は、これは抗道掘進です。またこちらに掘進するのですか。○政府委員(八谷芳裕君) これはただいま石炭局長も申しましたように、この左大通をずっと行きまして、この先が新しいフィールドになるわけでござります。それで、これは岩盤の大通といふ名前はメーンなわけでございまして、これを利用いたしまして奥のほうの仕事でござります。

○阿具根登君 そうすると、これだけおつたわけでもないでしょからね、これから出水して脱出できた人はどのくらいおるんですか。○政府委員(八谷芳裕君) この付近にこの流動状況その他をよく調べていく。現在海底の物理探査等もやつておりまして、どのくらいの沈下があるか等もやつてあるわけでございまして、もうおつつけ詳細な報告も移つて参りたい、かように考へるわけあります。

○阿具根登君 この四人、三人、二人、一人だけは流れを突つ切つて行つたわけであります。そうしてほかの九人にせんか。

○阿具根登君 この四人、三人、二人、一人だけは流れを突つ切つて行つたわけであります。そうしてほかの九人にせんか。

○阿具根登君 まあ局長の説明で、考へ方はわかりますけれども、私が懸念いたしておりますのは、いつもこの種災害が起つた場合に、万やむを得ないときには死体も放棄しますといつて答弁された大臣も局長も一人もおらず、結局死体はそのままあつたと、その当時私は同じような質問を大臣、局長にしております。その場合に、大臣も局長も、万難を排して人間のからだだけは外に出しますというところをここで再三再四念を押しておられただけれども、結局は会社側の経理の都合だといって、人間の死体がここに埋まつていることがわかつてゐるのを、今までのないよう、会社側の経理の都合でござります。この死体がここに埋まつてゐることを、今度はひとつそういうことのないよう、会社側の経理の都合でござります。これは先ほどから再三繰り返してくどいように申し上げておりますように、この右六片のまず四人に、かりに行き着いても、その間にどういふことをやつておるか、この認定にかかるわけでござります。これは先ほどから再三繰り返してくどいように申し上げておりますように、この右六片のまず四人に、かりに行き着いても、その間にどういふことをやつておるか、この認定にかかるわけでござります。これは先ほどから再三繰り返してくどいように申し上げておりますように、この右六片のまず四人に、かりに行き着いても、その間にどういふことをやつておるか、この認定にかかるわけでござります。これは先ほどから再三繰り返してくどいように申し上げておりますように、この右六片のまず四人に、かりに行き着いても、その間にどういふことをやつておるか、この認定にかかるわけでござります。これは先ほどから再三繰り返してくどいように申し上げておりますように、この右六片のまず四人に、かりに行き着いても、その間にどういふことをやつておるか、この認定にかかるわけでござります。これは先ほどから再三繰り

○阿具根登君 まあ局長の説明で、考へ方はわかりますけれども、私が懸念いたしておりますのは、いつもこの種災害が起つた場合に、万やむを得ないときには死体も放棄しますといつて答弁された大臣も局長も一人もおらず、結局死体はそのままあつたと、その当時私は同じような質問を大臣、局長にしております。その場合に、大臣も局長も、万難を排して人間のからだだけは外に出しますというところをここで再三再四念を押しておられただけれども、結局は会社側の経理の都合だといって、人間の死体がここに埋まつていることがわかつてゐるのを、今までのないよう、会社側の経理の都合でござります。この死体がここに埋まつてゐることを、今度はひとつそういうことのないよう、会社側の経理の都合でござります。これは先ほどから再三繰り

○阿具根登君 まあ局長の説明で、考へ方はわかりますけれども、私が懸念いたしておりますのは、いつもこの種災害が起つた場合に、万やむを得ないときには死体も放棄しますといつて答弁された大臣も局長も一人もおらず、結局死体はそのままあつたと、その当時私は同じような質問を大臣、局長にしております。その場合に、大臣も局長も、万難を排して人間のからだだけは外に出しますというところをここで再三再四念を押しておられただけれども、結局は会社側の経理の都合だといって、人間の死体がここに埋まつていることがわかつてゐるのを、今までのないよう、会社側の経理の都合でござります。この死体がここに埋まつてゐることを、今度はひとつそういうことのないよう、会社側の経理の都合でござります。これは先ほどから再三繰り

○阿具根登君 まあ局長の説明で、考へ方はわかりますけれども、私が懸念いたしておりますのは、いつもこの種災害が起つた場合に、万やむを得ないときには死体も放棄しますといつて答弁された大臣も局長も一人もおらず、結局死体はそのままあつたと、その当時私は同じような質問を大臣、局長にしております。その場合に、大臣も局長も、万難を排して人間のからだだけは外に出しますというところをここで再三再四念を押しておられただけれども、結局は会社側の経理の都合だといって、人間の死体がここに埋まつていることがわかつてゐるのを、今までのないよう、会社側の経理の都合でござります。この死体がここに埋まつてゐることを、今度はひとつそういうことのないよう、会社側の経理の都合でござります。これは先ほどから再三繰り

○阿具根登君 まあ局長の説明で、考へ方はわかりますけれども、私が懸念いたしておりますのは、いつもこの種災害が起つた場合に、万やむを得ないときには死体も放棄しますといつて答弁された大臣も局長も一人もおらず、結局死体はそのままあつたと、その当時私は同じような質問を大臣、局長にしております。その場合に、大臣も局長も、万難を排して人間のからだだけは外に出しますというところをここで再三再四念を押しておられただけれども、結局は会社側の経理の都合だといって、人間の死体がここに埋まつていることがわかつてゐるのを、今までのないよう、会社側の経理の都合でござります。この死体がここに埋まつてゐることを、今度はひとつそういうことのないよう、会社側の経理の都合でござります。これは先ほどから再三繰り

○阿具根登君 まあ局長の説明で、考へ方はわかりますけれども、私が懸念いたしておりますのは、いつもこの種災害が起つた場合に、万やむを得ないときには死体も放棄しますといつて答弁された大臣も局長も一人もおらず、結局死体はそのままあつたと、その当時私は同じような質問を大臣、局長にしております。その場合に、大臣も局長も、万難を排して人間のからだだけは外に出しますというところをここで再三再四念を押しておられただけれども、結局は会社側の経理の都合だといって、人間の死体がここに埋まつていることがわかつてゐるのを、今までのないよう、会社側の経理の都合でござります。この死体がここに埋まつてゐることを、今度はひとつそういうことのないよう、会社側の経理の都合でござります。これは先ほどから再三繰り

トントン以上出さなければやつていけないでしょ。そのためにはどういう構想があるのだと、資金も貸すのだというよ。うな構想があるならいいけれども、このままでは私はそんなにいいものとはどうしても思えない、こういう考えがするわけです。カロリーが四千六百カロリー、それで十九・五トンです。普だつたら十九・五トンだつたらいいほうでしょうけれども、今だつたら最低です。そうなると、おそかれ早かれ、これは合理化のあらしでやられていくのだ、そうなると、これは勤める人も業者も魅力を失いやしないか。どうせおれのところは長くないのだ、それならここの中に入っている人に金をたくさん使うということは、結局あなたの方の退職金なり、あるいはその他が少なくなることですよと、また前者がやつたことを繰り返しやしないか、こういう心配があるから念を押して聞いているわけなんですが、いかがでしょか。

域だけで七十一万トン、全体で百十七万トンは施業案で認可しております。そういう関係で、この先にいく金をしてやつて、三十トン程度の能率もできるのじゃないかというのがわれわれの調査でございます。ただ、最近、今言つたように、だんだん津布田区域で、すね、これが終掘にいつてるので、これはちょっと情勢が悪くなつておる。

それから、二十トン程度の能率ではたしてちゃんと賃金を払つておるかどうかという問題ですが、これはこういう海岸地区でござりますから、非常に流通費がうんと安い、ほかの陸地にある山より、で、地元でこれは大体さばいており、電力用として関西電力へ機帆船で送つていますが、そういうことで何とか今までやっておつたのではないか。むしろ最近までの状況では、経理状況も比較的いいといふうにわれわれ見ておる次第であります。

○阿具根登君 そうしますと、この出水、土砂によって掘進が一時これは頓挫したわけですね。それも今、局長がおっしゃつたように、これに手をかけないければまだ流れてくるかもしけない、これはたいへんな手数がかかってくる。そうすると、掘進に要する費用は融資あつせんされたかもしれないけれども、それに対する費用は一体どうみて下さるのか、その点、自己資金だけ使い込んでしまったとか資金難になつたとかいう場合には一体どうするかという問題なんです。

○政府委員(中野正一君) 今そういう先生御指摘なさいましたような点も心

配でございますので、今、会社のほうに資金状況、経理状況等も調べさせておられます。というのは、ここは今まで経理状況が比較的よくて、しかも、これなって、金融面で早く行き詰まるのではないかということをわれわれは心配しておりますが、特にこういう事態になつて、資料を取り寄せて検討をいたしたいと思つております。そして何とか金融のために直ぐやめてしまうという、そういうことが起こらないようにわれわれとしては努力したいと思います。

○大矢正君 今、阿具根委員から質問があつたのですが、この出水事故に限らず、たとえば自然発火とか坑内火災とかいう場合もそうです。およそ半年はかかりますね。特に出水なんかの場合には、ずっと以前に、同じく宇部で海水で陥没したことがあります。が、何年前ですが、私たちそこに行つておったので記憶があるのですが、あれなんかもかなりかかっておりますね。

急いでやつても半年、まごまごしていると一年かかつても発見できない。半年、一年かかつても復旧するだけの資力は絶対にないですよ。だから、新たに坑道を掘進していくて着炭するまでのくらいかかるか知りませんけれども、結局開銀融資でやる以外にないと、いうことになつて参りますと、これだけ出水のあつた旧坑道を、再びまたそこで原形に復旧して採炭可能な状況に持つていくということは、経営者の頭ではとうてい考えられないことです。私たちの常識から言えば、結局そのまつぶしてしまってということになる

と、遺体があるので、そのためだ莫大な期間と金を注ぎ込んでその遺体の収容に当たるというようなことをやらなければ、すぐそのまま閉鎖してしまつて、新たに坑道開発をどんどんやつていくということになつて、結局のところ、遺体の搬出は不可能であるといふふうに過去の例から言えれば私は考えるを得ない。だから、局長が幾らそこで遺体の搬出——遺体と言わざるを得ないでしょ、うが、そのことをやるなどといつても、そんなことを經營者は絶対にやらないと思うのです。ほんとうにやらせる気がありますか。これはなかなか一週間や十日やつても取り明けができるようなしかけではない、へどろがすつかり中に一ぱいになつてしまひますし、そういうものを全部坑外まで引き上げるということになるみたいへんなものですよ。事実上不可能に近い、水の量にもよりましょ、うし、どこまで実際水につかっているのかわかりませんけれども、たとえば坑内の自然発火なんかで水を入れて鎮火させた場合に、そのあと補修なんかといつてみても、相當長くかかるつているわけです。だから、阿具根委員の、事実遺体収容ができるかということに対し、いや、そういうふうにさせますというお言葉のようですが、事実上できないということにならざるを得ないのじやないのですか。

ほうが、この事態で考えますと、奥部のほうに新しいフィールドをやつしていく、そこで資金繰りをつけていく、そういう過程において作業を一方においてこちらを継続していく、こういう二つの条件が満たされる場合があると思うわけでございます。私どもは、現段階におきましては、経営者に非常に強く、あくまで現段階におきます岩盤坑道を掘進して、まず四人を取り出すということを強く指示しておるわけですがございますが、それから先の問題は技術的な判断いたしまして、これが可能かどうか、すぐになかなかこういうものは動かし得ない、ある定期間というものが出てきますと、その期間に、私どもが右六片を進んでいくうちに相當に判断してくるんじゃないかと考えておるわけでございまして、事實上これが得出しないかどうかというお話をございますが、あくまでこれは出しますようにし、また、したほうが、ただいま掘っております右六片と七片の凹凸のところになるわけでござりますから、この岩盤坑道自体も決してむだでなく、これは必要でございます。こういう会社の災害という面を離れました将来の復旧という大きな觀点からまたこの坑道が必要になってくるというようなことも考えあわせますと、現在の段階でのお答えといたしまして、それはとてもむずかしいというような感触でお話はできない状態にあるわけでござります。あくまでこれは技術的な判断で二次災害が起きないということを見きわめない限り、私ども保安の担当者として、あくまで出させなければ、大きな觀点から申しまして、遺体をそのままにして置くというような、現在

Digitized by srujanika@gmail.com

まだ遺体と称し得ませんけれども、そういうことがまた将来の保安確保といふ全般に対する影響も、御指摘のところに、いろいろあるわけございまして、必ずしも現段階においては取り明けを進捗させていく、こういう考え方でおられます。

○大竹平八郎君 被災当日から今までに、大きい小さいの別はあるが、相当出水というものが、断続的に行なわれておるのですか。

○政府委員(八谷芳裕君) この災害の発生時から現在時までございます。私どもの認定では、出水源からのものはもうないと認定しております。ただ、従業員の方は、生き残り方面から水が出たということで、非常に恐怖を感じられましたけれども、これは、へど等で埋まつたところの袋水と私らは考えておるわけでございまして、決してそれが出水源につながりを持つた水ではないであろうと、かように考えるわけでございます。

○大竹平八郎君 今後いろいろ学術的な調査を待たなければならぬのであるが、再発のおそれがあるかないかといふことの断定は、今漸進をしておるところであるけれども、大体そのめどはどのくらい日にちとしてかかるのですか、それを算定する基礎のあれは。

○政府委員(八谷芳裕君) これは非常にむずかしい問題でございまして、炭層の上の岩盤がどの程度に口があいているか、そして、そこに四紀層あるいは三紀層のいわゆるへど、そういうものがうまく詰まつてくれているかどうか、そういうものの下のほうをあけていた場合に、またこういうものが

移動性を持つかどうか、こういう認定にあるわけでございまして、必ずしも時期だけではないと思うのでございまして、これまで現段階においては取り明けを進めていくとか、いろいろやつてみます。

○大竹平八郎君 被災当日から今までに、大きな安全だという時期に進めていくとか、いろいろやつてみまして、これなら安全だという時期に進めていくとか、いろいろやつてみます。

○政府委員(八谷芳裕君) この災害の発生時から現在時までございます。非常に問題なわけでございます。非常に多くの点は、ただいまお答えをはつきり申し上げかねるような事態でございます。

○二宮文造君 先ほど阿具根委員から非常に心配されておったのですが、大浜炭鉱は、その後希望退職を募集いたしましたところが、非常に大ぜいの方が希望退職の申し出をした。かえって会社側のほうでは慰留させるのに大らわわだったというような新聞の報道を見たようになります。このことは、現地で作業されている労務者の方は非常に危険性を感じておられる。先ほどの当局の説明では、中小炭鉱としては非常に希望のある炭鉱だというよう見ためど、それから、現地で作業に從事される方の考え方と、その事故を契機に、大いに変わってきたと思うのですが、その面はいかがですか。

○政府委員(中野正一君) それは変更ございません。

○二宮文造君 それから、もう一点お伺いいたしますが、被害者の家族の問題でございますが、請負夫の場合と直轄夫の場合とで、この被災者の家族に対する考え方が違つてくるんじゃないかと思うのですが、その面はどうなりますか、これを伺ひます。

○政府委員(八谷芳裕君) 本件に関して別に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議がございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(堀末治君) 次に、石炭鉱賠償担保等臨時措置法案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部改正する法律案(いずれも衆議院送付)の二案を一括議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○阿具根登君 石炭調査團の調査によりまして、千二百万トン買い上げについて、相当多数の炭鉱が閉山になりますが、今度の臨時石炭鉱害復旧法によ

二百名出でる。この従業員との話し合いも、取り明けを行なうということと、これは今後おくなれないということであるわけでございまして、必ずしも時期だけではないと思うのでございまして、これまで現段階においては取り明けを進めていくとか、いろいろやつてみます。

○二宮文造君 大体考え方として、それをやはり水の分析その他、それから、ある時期には若干ずつダムを先へ進めていくというような形で取り明けを進めていくとか、いろいろやつてみます。

○大竹平八郎君 被災当日から今までに、大きな安全だという時期に進めていくとか、いろいろやつてみます。

○政府委員(八谷芳裕君) これは非常に問題なわけでございます。非常に多くの点は、ただいまお答えをはつきり申し上げかねるような事態でございます。

○二宮文造君 先ほど阿具根委員から非常に心配されておったのですが、大浜炭鉱は、その後希望退職を募集いたしましたところが、非常に大ぜいの方が希望退職の申し出をした。かえって会社側のほうでは慰留させるのに大らわわだったというような新聞の報道を見たようになります。このことは、現地で作業されている労務者の方は非常に危険性を感じておられる。先ほどの当局の説明では、中小炭鉱としては非常に希望のある炭鉱だというよう見ためど、それから、現地で作業に從事される方の考え方と、その事故を契機に、大いに変わってきたと思うのですが、その面はいかがですか。

○政府委員(中野正一君) それは変更ございません。

○二宮文造君 それから、もう一点お伺いいたしますが、被害者の家族の問題でござりますが、請負夫の場合と直轄夫の場合とで、この被災者の家族に対する考え方が違つてくるんじゃないかと思うのですが、その面はどうなりますか、これを伺ひます。

○政府委員(八谷芳裕君) 本件に関して別に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議がございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(堀末治君) 次に、石炭鉱賠償担保等臨時措置法案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部改正する法律案(いずれも衆議院送付)の二案を一括議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○阿具根登君 石炭調査團の調査によりまして、千二百万トン買い上げについて、相当多数の炭鉱が閉山になりますが、今度の臨時石炭鉱害復旧法によ

いと思います。

○政府委員(中野正一君) 今後、今、先生が御指摘のようだ、相当石炭産業とは、どの限度ということで考えられます。

○二宮文造君 大体考え方として、そなえます。やはり水の分析その他、それから、ある時期には若干ずつダムを先へ進めていくというような形で取り明けを進めていくとか、いろいろやつてみます。

○大竹平八郎君 被災当日から今までに、大きな安全だという時期に進めていくとか、いろいろやつてみます。

○政府委員(八谷芳裕君) これは非常に問題なわけでございます。非常に多くの点は、ただいまお答えをはつきり申し上げかねるような事態でございます。

○二宮文造君 それから、もう一点お伺いいたしますが、被害者の家族の問題でござりますが、請負夫の場合と直轄夫の場合とで、この被災者の家族に対する考え方が違つてくるんじゃないかと思うのですが、その面はどうなりますか、これを伺ひます。

○政府委員(中野正一君) それは変更ございません。

○二宮文造君 それから、もう一点お伺いいたしますが、被害者の家族の問題でござりますが、請負夫の場合と直

○委員長(堀末治君) 本件に関して別に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議がございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(堀末治君) 次に、石炭鉱賠償担保等臨時措置法案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部改正する法律案(いずれも衆議院送付)の二案を一括議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○阿具根登君 石炭調査團の調査によ

りまして、千二百万トン買い上げについて、相当多数の炭鉱が閉山になりますが、今度の臨時石炭鉱害復旧法によ

りまして、無資力炭鉱に対する措置が考えられているようですが、無資力炭鉱と申しますが、千二百万トンの炭鉱の中でどれくらい見込まれておるのか、その点をまず第一に質問いたしました

頗順で許可することになつておりますから、そういうこともあるのであります。が、今日の事態になつてくれば、無資力というものに對して非常に經營者はすがりついでくる、こういう結果になつてくると思うのです。そこで、合理化が始まつてから通産省が許可した炭鉱で、今度閉山あるいは売山というような対象になつたのはどれくらいか、おそらくその大部分は無資力炭鉱だと私は思うので、それを聞くわけです。

○政府委員(中野正一君) 合理化法が昭和三十年に施行されまして、これはそのときに合理化法で、御承知のように、坑口開設というのは、一定の能率なり、技術的な条件をずっと見まして、許可制度になつてているわけであります。その後の経過を見ますといふと、現在まで坑口開設の許可が、これは一つの炭鉱でなくて、坑口の数でいっておりますが、百七十五でござります。これを見ますと、三十年が一件で、三十一年が二十七件、三十二年が六十八件、三十三年が四十件ということで、合理化法を作つたとたんに炭況がひどくなつて、少し、この辺がルーズになつてやつたのではないかと、いうこともいわれておりますが、最近は非常に厳正にだんだん許可基準を上げまして、今、先生御指摘になつたようなら、将来やつていけないような山は、ちょっと炭況がいいからといってどんどん許すということはいかんということで、許可基準を上げましたので、百七十五坑口があるわけですが、昭和三十年以降はまだ許可をしておらない、こいつことでございまして、その坑口

を開設許可したその後の状況を見ますと、途中でこれは仕事をやめたり何かしたものもありますが、一応計画どおり工事を完成したものについて見ますと、労働者一人当たりの出炭量は、月当たり大体三十トンをこしているという状況でございます。なお、その許可したものの中で、その後閉山になったものが幾らかというのは、今ちょっと担当課長に聞いてみたのですが、手元に資料がございませんので、これは調査した上でお答え申し上げます。

○阿具根登君 大臣、お聞きのとおりですがね、私は、長い間、今日まで炭鉱問題を考えて参りましたのですが、今日のこの合理化後に起こつてくる事態以前は、炭鉱は五年間不況でけつこうだ、一年好況になればよろしい、こういう場当たり的な、ばくち的なやり方をやってきたのです。その惰性が今日のこの状態を私は生んできておると思うのです。たとえば油がちょっと頓挫した、こなくなつたというようになれば、ボタ山まで掘り起こして、そうして十三、四才の子供までかり出して水洗炭をやって、そのよごれた水はどんどん田畑に流して、そうしてやってきたものです。それも通産省はほおかむり、すいぶん私は質問をいたしました。相当あっちこっちから問題も起きたんですが、そういうことがやられてきておつた。そうしますと今度は非常に油に依存して参りましたが、油に依存ということは外国依存ですから、もしもこれが少しでもおくれる、あるいは外国で事変等が起こつて油の輸送が中止される、そういうことになつて参りますと、また前のことと繰り返して、どんどん山が開発される、

坑口があけられる、私はこういうことを繰り返されるのじゃないかといふ懸念をするわけなんです。だから、ここで、もう今日のよろ、無資力炭鉱に指定して、そして国がその三分の一を支払う、あるいは四分の一を支払うというようなことで、もうかるときだけは上げたくないのですが、ぜいたくの限りを尽くして、そうして富者番付面ではいつも一、二番を争ってたのは炭鉱であるということまでいわれてきたのです。そして、今日こうなつてくると、そういうのが無資力だといって、あとはやはり市町村が持たにいかねばならぬと思うのですね。とすれば、どういう基準を考へておらるけなんです。だから、今後許可するものの基準というのは相当高度でなければならぬというならば、これは国民の税金でございますから、だから、こういうことがあり得ないためには、相強い基準をきめておく、たとえば今、大浜炭鉱のような問題が起つた場合でも、どういう場合にはこういう金があるのだ、決して御心配じゃないといふようなことでなければならぬ。鉱害にしてもそのとおり。だから、今後坑口を開くとか、あるいは石炭業をやるといふような場合の許可基準というものについての考え方をひとつお聞きしておきたいと思います。

開設の許可につきましては、先ほど申出されました一定の基準を設けまして、しかも、石炭鉱業審議会に一々かけまして処分するということにしておられます。特に能率の炭鉱が新しく発生するのを阻止する、また、同時に、坑口炭鉱の造成ということを中心とした厳正な運用をやつておるつもりでございます。特に昭和三十六年の十二月以降につきましては、従来の基準に加えまして、さらに経理的基礎並びに技術的能力というものにつきましても許可基準に加味をいたしましたので、将来ほんとうに中核的な骨骼を有する炭鉱についてだけ許可をするという趣旨を徹底させたいというふうに考えております。現在のところでは、これは省令できまつておりますが、能率基準につきましては、だんだんこれも上げて参りまして、現在のところでは、全国的に見ますと、大体能率が約三十八トン以上のものでなければだめである、これは地区別に違いますが、大体そういうことになつております。なお、将来この鉱害賠償もできないような炭鉱が発生するのはまことに工合が悪いわけでありますし、先ほど先生御指摘になつたように、現在は、鉱業権の付与につきましては先願主義になつておりますが、この点についてもいろいろ問題がありましたので、昭和三十四年以来、鉱業法改正審議会におきまして慎重に審議をしていただきました結果、特に石炭と亜炭の鉱業権に限りまして、従来の先願主義に加えまして能率主義を採用する。したがつて、一定の経理的基礎及び技術的能力を有しないものには鉱業権の権利を付与しない、このほうがいいじゃないかという答申

○阿木根登君 それじゃその問題は、
その法案が提出されてから少し質問をし
たいと思います。
今度の法案でまあ鉱業復旧を非常に
急ぐ場合は、大臣の指定によって急ぐ
ようになりますと、まあこういうことを指
定することができるようになつておる
わけですね。しかし、指定はされても、
被害者の総数の三分の二以上の同意
は得なければならぬのですね。それか
ら、それに対しても同意書を添付して事
業団に出さねばならぬ、こういう手続
があるようですが、こういうことを
やつておれば、非常に急いでおる復旧
というのが相当おくれるのじゃない
か。この法律の考え方としては、復旧
を非常に急がねばならぬから、そういう
緊要なものについては大臣が指定し
ますよと、地区を指定しますよと、そ
こまではわかるのですけれども、指定
されたあととの問題は、これでは私は緊
急な復旧の用にたたないと思うのです。
それは一体どういうふうにお考えで
しょうか。

まとしてござりますが、認可を受けると
いう建前でございます。その点で、そ
ういう基本制度に結びつけるためにこ
ういうやり方を考えたということなの
でございます。

なお、この指定をする際にどういう
基準でなるだらうかということだらう
と思いますが、大体私どもとしては、
いわゆるほとんど無資力に近いような
山別にこの指定をしたい。と申します
のは、鉱業権者が無資力のようになります
ますと、なかなかに基本計画の作成業
務に協力するというはむずかしくな
ります。そこで、ある程度の被害者に
この辺はよくその点を見てもらいたい
いますか、要するに意思をまとめても
らうということで進めたいという考え
でこの三分の二以上という団地復旧的
なものと考え方をいたしました。これ
は年々賠償とか、こういうものは無資
力では払えないわけでございます。で
きるだけ事業促進をするということで
基本計画の中に入れてもらうという形
にしたわけでございます。

○政府委員(中野正一君) 今御指摘の如き、あつたような問題は確かにあるわけでござりますので、大体これは山が閉山になるということは予定がつきますから、それについて事前調査を——相当問題が起ころうなところは大体わかりますので、これは九州の通産局にそういう特別の班を今こしらえまして事前調査をやつて、そして無資力認定を迅速にやらせるようにやつているわけです。

○阿久根登君 事前調査はいいんですけれども、それではこの千二百万トンに該当する山の調査は、もうほとんどできているはずですね、今一五%とおっしゃつたけれども。ところが、実際問題として一五%ぐらいだらうかと、いうことになつてきますと、私はそんなものじゃないと思うんですよ。

○政府委員(中野正一君) 今の全体の鉱害復旧量の一五%，これは昨年三百六十万トン、ニュー・スクラップ方式で買い上げをいたしましたが、それに相応する分のやつを大体調査をして、これは一五%でいけるじゃないかといふことを見たわけでございまして、さうに本年度も相当のスクラップが行なわれるわけでありますから、これにつきましては、事前にこれも現在調査をやられておりますが、相当詳細な調査をやつて、その積み上げによつて大蔵省へ予算を要求する、こういうことをいたしたいと思います。

○阿久根登君 それから、飛び飛びになりますが、第二会社が——まあこれは調査團でも好ましくないというし、私たちも第二会社というものを製作べきじゃないという主張をしておりながら、現実問題としてつぶしてしまつ

て、そうして従業員が失業するよりも会社と組合側で第二会社でもやつて当分石炭を掘つていいこうということとこがあつたならばいいではないかといふことです。おそらく親会社は、第二会社に譲つたんだから、これは第二会社のものだというでしようし、第二会社は鉱害まで責任は持たない、こういうことになつてくると思うんですね、これは一体どういうお考えでしようか。

○政府委員(中野正一君) 第二会社に移行した場合に鉱害賠償責任はだれが持つかという御趣旨の御質問かと思ひます、これは第二会社になりましても、残つた鉱害については両者の連帯責任ということになつております。特に第二会社に移行する前に起つた鉱害というものは、これは当然第一会社が責任を持たなければならぬわけですね。

○阿具根登君 その第二会社に移行する前のやつは、それは親会社とか、第一会社が持つことは当然ですけれども、第二会社に移行したあととのやつですよ。

○政府委員(中野正一君) 第二会社に移行したあとに掘つたもの、それによる鉱害というものがはつきりいたしますれば、それは別途認定をして、これは第二会社に責任は持つてもらわなければならぬということになるわけですか。

○阿具根登君 持つてもらわなければ、というが、持つれば当然それは持つたもの、それによくなんですよ。それは当然掘つた人が持つたなければいかぬけれども、今の場

合、第二会社に第一会社が持てない、うな山を許可しておる。それもりつてな会社が第二会社に受け継ぐわけはないんですよ、二流、三流の会社なんですよ。それが鉱害まで責任が持てるということです。で、私は、そういうのを許可すれば、先ほど質問しましたように、国、市町村が責任を持って被害償しひなければならぬということをわかつておりながら第二会社に移行するんじやないかという懸念があるから質問しているわけなんです。第二会社が当然やる義務があるんですよ。義務があるけれども、それは経済的にそただけの資力がない。そうしたら、もう資力にならざるを得ないでしょう。すると、第二会社というものはほんんど無資力だということになる、だから、それも第二会社に移行する場へに、第二会社がやつたあの鉱害も第二会社が責任を持つというならわからますよ。しかし、それは第一会社がやないと思うし、持たないと思う。そしたら、第二会社はそれだけの資力がござらない、残炭を細々と掘っていくわけですから。私はそうなつてくると思うのですがね。

○阿具根登君 これは積立金制度も
えておられるでしょ。まあ半額で
ね、半額の積立金制度も考えられて
るし、その積立金にも応じないのに
しては、処分の方法も考えてあるよ
ですね。そこまではわかるのです。
しかし、往々にして中小炭鉱や第二会
社といふものは、労災保険の保険金も
わざわざ出さない悪い業者が多いのです。そうう
て死人が出たり、けが人が出たとき
あわてて労災保険金を払っている、
ういう実情なんです。それも私が知
ているが、文句を言えば、これは労
保険の適用を受けないようになるわ
です。そうすると、一番困るのは、
がした人、死んだ人なんです。だ
ら、そういうことを見て見ぬふりを
しているし、督促をしてやっているの
ですが、そういう性質の人に第二会社
いうものを許可すれば、逆に、これ
やめる場合は無資力で、国と県、市
村が持ってくれるのだから、おれは
も鉱害の責任を負わないでいいのだ
いう考え方を与えはせぬかというの
私の心配なんです。そうすると、労
保険金も払わないような業者だっ
ら、これは払いませんよ。払わなく
も国が払う、おれが払わないのは國
やるのだということに悪用されはしま
いか、その心配があるからこういう質
問をしている。

○阿具根登君 それから、もう一つ、こういう事故が、先ほど大浜炭鉱の問題がありましたが、事故調査に私らが行つた場合、鉱区は秘密になつておるのですね。私有財産の秘密ですか何かで、秘密になつておるわけですね。だから、どこの炭鉱がどれだけ石炭を持つてどう掘つておるかということは、皆さん施業案で許したほかはわからぬ。また、見せてもらくない。あいつの秘密主義はまだ行なわれているのかどうか。こういうものは国の資源だから、公開でやらなければ、私は不測の事態がまた起つてくると思うのですが、そういう点はどう考えておられますか。

○政府委員(中野正一君) 鉱業権、すなわち鉱区がどういうふうになつてい

るかということにつきましては、これ

は通産局に帳簿がございまして、これ

は観覧制度になつておるわけでござります。ただ、施業案については、これは役所と業者とのあれで、これはほかの方には見せないことになつております。

○阿具根登君 それが業者と通産局だけしか知らないから問題が起つるわけ

なんですが、いつだれが掘つたのか。お

れが掘つたんじゃない、昔の人が掘つたんだとか、これはいつごろ掘つたん

からね。地下掘つてゐるのです。そういうのを明らかに明示することはでき

ないので、どこを石炭を掘つていい

るのだと。

○政府委員(中野正一君) 御指摘のよ

うな場合は、これは通産局が許可をい

たしますので、特別の利害関係人であるとか、そういう方の申し出があ

れば、通産局で今まで御説明をするといつても、これは関係のある方だけ

いらっしゃるのですが、もうちょっと運用

したことになつておるわけでありま

す。したがつて、通産局へ行つていただければ、大体の中身はわかるとい

うことになつております。

○阿具根登君 局長そうおっしゃいま

すけれども、私らが行つても見せない

のですよ。かりに見せて、その地図

は見たまま一切書いても下さるな、写

してでも下さるなと言つて、ぱたっと伏

せられますよ、これは秘密だから。そ

うすると、その他の被害を受けた人々

が私はほまさされてくるというよう

が危惧の念を持つわけなんです。だか

ら、何も隠す必要ないでしょ。それ

じゃ鉱害でも何でも、ほんとうのこと

が私はほまされてくるといふやうな

ことになつておられるから、もう

ひとつ考え方を改めてもらいたい、そ

ういうふうにしてもらいたいと思いま

す。それから、これは鉱害家屋も含んで

おるようですが、実際問題としては、鉱害家屋自家の復旧費は入つて

いないのですね。家屋の復旧はどうい

うふうに考えておられるか。

○説明員(矢野俊比古君) 現行法にお

きましては、国土の保全と民生安定と

復旧費補助対象に対するという形に

研究課題といふことで残しております。

したがいまして、今のところは家屋の

復旧費補助対象に対するという形に

なつております。

○阿具根登君 私は、どうもそこがわ

からないのですが、私有財産は、風水

害その他で倒壊した場合には、これは

個人の責任でやるのだから、こう

いうのがいけないですか。それはもう昔の考

え方じゃないですか。こういう法律案が

出るとするならば、もうそういうのは

いつも公示しておって、通産局にいき

う範囲で家屋の復旧費は見られている

わけです。しかし、先生おっしゃいましたように、家屋そのものの復旧費は補

修旧という形に結びついて、補修とい

う面から、家屋につきましては地盤

復旧といふ形に結びついて、補修とい

う範囲で家屋の復旧費は見られて

いるのですね。人為的になつておるの

のがあたりません。この場

合、これは実は鉱害対策審議会で昨年

一年間審議をしていただきました答

申でも、これは検討する必要があると

いうことでございまして、私どもも、

この提案に対しては、いろいろな角度

から検討したわけですが、一

番根本的には、まあ鉱害というのは、

されはちょっと私は無理だと思うので

九

が、私の承つておるところでは、ごもつともな御質問が多かつた。多くあつた
というと、そうじゃないものもあるかと
いう言葉じりを云々されることはないと
と思いますが、ごもつともな御質問で
ございましたので、傾聴いたしておつ
たわけであります。御質問の御趣旨が
今後とも十分生きていきますように、
私たちとしては、今後とも大いに努力
をして参りたい、かように考える次第
でございます。

○委員長(堀末治君) 暫時休憩いたし
ます。

午後三時四十分休憩

○委員長(堀末治君) 休憩前に引き続
き、委員会を再開いたします。

他に御発言もなければ、これにて兩
案に対する質疑を終局することに御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認
めます。

それでは、これより兩案を一括して
討論に入ります。御意見のおありの方
は、賛否を明らかにしてお述べを願い
ます。

○阿具根登君 私は、日本社会党を代
表いたしまして、二法案に対する賛成
の討論をいたすものでございます。討
論に先だちまして、附帯決議案を付し
て賛成したいと思います。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改
正する法律案に対する附帯決議
案

政府は、石炭鉱業合理化の進展に
伴い、鉱害特に無資力鉱害の激増が
ございました。

本法案が成立いたしましたように、
に対する過重負担、あるいは被害者に
対する過重負担、あるいは被害者に
多分にござります。しかし合理化によ
りまして多数の終閉山が予定されてお
る地元の方々は、本法案の成立を非常
に望んでおられます。陳情その他で
は、一日も早く法律案を通してもら
たいという非常な強い陳情も出ており
ますので、質疑もまだ残っております
ますが、実情を勘案いたしまして、早
急に決議すべきだと、こういうことで
賛成をするわけでございまして、本附
帯決議案が満場一致通過されましたな
らば、政府においても十分その附帶
決議案が生きるように、今後の措置を
強く希望いたしまして賛成いたしま
す。

○細木亭弘君 私は、自由民主党を代
表いたしまして、二法案に対する賛成
の討論をいたすものでございます。

阿具根君の附帯決議案に対しまして
賛成をし、なお、議題となりました二
法案に賛成をいたします。

本法案が成立いたしましたように、
に対する過重負担、あるいは被害者に
対する過重負担、あるいは被害者に
多分にござります。しかし合理化によ
りまして多数の終閉山が予定されてお
る地元の方々は、本法案の成立を非常
に望んでおられます。陳情その他で
は、一日も早く法律案を通してもら
たいという非常な強い陳情も出ており
ますので、質疑もまだ残っております
ですが、実情を勘案いたしまして、早
急に決議すべきだと、こういうことで
賛成をするわけでございまして、本附
帯決議案が満場一致通過されましたな
らば、政府においても十分その附帶
決議案が生きるように、今後の措置を
強く希望いたしまして賛成いたしま
す。

○宮文造君 私は、公明会を代表い
たしまして、ただいま提案になりました
阿具根君の附帯決議案に対しまして
賛成をし、なお、議題となりました二
法案に賛成をいたしました。

本法案が成立いたしましたように、
に対する過重負担、あるいは被害者に
対する過重負担、あるいは被害者に
多分にござります。しかし合理化によ
りまして多数の終閉山が予定されてお
る地元の方々は、本法案の成立を非常
に望んでおられます。陳情その他で
は、一日も早く法律案を通してもら
たいという非常な強い陳情も出ており
ますので、質疑もまだ残っております
が、実情を勘案いたしまして、早
急に決議すべきだと、こういうことで
賛成をするわけでございまして、本附
帯決議案が満場一致通過されましたな
らば、政府においても十分その附帶
決議案が生きるように、今後の措置を
強く希望いたしまして賛成いたしま
す。

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認
めます。

それでは、これより採決に入ります。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案全
部を問題に供します。

本法案を原案どおり可決することに賛
成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 全会一致でござ
ります。よって、本案は、全会一致を
もって、原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を
改正する法律案全部を問題に供しま
す。本案を原案どおり可決することに
賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 全会一致でござ
ります。よって、本案は、全会一致を
もって、原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

次に、討論中に述べられました阿具
根君提出の臨時石炭鉱害復旧法の一部
を改正する法律案に対する附帯決議案
を議題といたします。

阿具根君提出の附帯決議案を本委員
会の決議とすることに賛成の方の挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 全会一致でござ
ります。よって、本案は、全会一致を
もって散会いたします。

午後四時七分散会

五月二十三日本委員会に左の案件を付
託された。

一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法
案(予備審査のための付託は三月
二十七日)

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改
正する法律案(同)

五月二十八日本委員会に左の案件を付
託された。

一、石炭鉱山保安臨時措置法の一部
を改正する法律案(予備審査のた
めの付託は三月二十七日)

懸念され、地域社会の不安が増大し
ている現状にかんがみ、民生安定の
見地から今後の鉱害処理対策の充実
及び迅速化をはかるとともに、終閉
山後のかんがい排水施設の維持管理

以上でございます。

なお、質問中に述べましたように、
に対する過重負担、あるいは被害者に
対する過重負担、あるいは被害者に
多分にござります。しかし合理化によ
りまして多数の終閉山が予定されてお
る地元の方々は、本法案の成立を非常
に望んでおられます。陳情その他で
は、一日も早く法律案を通してもら
たいという非常な強い陳情も出ており
ますので、質疑もまだ残っております
が、実情を勘案いたしまして、早
急に決議すべきだと、こういうことで
賛成をするわけでございまして、本附
帯決議案が満場一致通過されましたな
らば、政府においても十分その附帯
決議案が生きるように、今後の措置を
強く希望いたしまして賛成いたしま
す。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認
めます。

それでは、これより採決に入ります。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案全
部を問題に供します。

本法案を原案どおり可決することに賛
成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 他に御発言もな
ければ、これにて討論は終局したもの
と認めることに御異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認
めます。

それでは、これより採決に入ります。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案全
部を問題に供します。

本法案を原案どおり可決することに賛
成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 全会一致でござ
ります。よって、本案は、全会一致を
もって、原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を
改正する法律案全部を問題に供しま
す。本案を原案どおり可決することに
賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 全会一致でござ
ります。よって、本案は、全会一致を
もって散会いたします。

午後四時七分散会

五月二十三日本委員会に左の案件を付
託された。

一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法
案(予備審査のための付託は三月
二十七日)

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改
正する法律案(同)

五月二十八日本委員会に左の案件を付
託された。

一、石炭鉱山保安臨時措置法の一部
を改正する法律案(予備審査のた
めの付託は三月二十七日)

なお、本院規則第七十二条によりま
して、議長に提出すべき報告書の作成
につきましては、慣例によつて、これ
と認めることに御異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認
めます。

それでは、これより採決に入ります。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案全
部を問題に供します。

本法案を原案どおり可決することに賛
成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 他に御発言もな
ければ、これにて討論は終局したもの
と認めることに御異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認
めます。

それでは、これより採決に入ります。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案全
部を問題に供します。

本法案を原案どおり可決することに賛
成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 全会一致でござ
ります。よって、本案は、全会一致を
もって、原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を
改正する法律案全部を問題に供しま
す。本案を原案どおり可決することに
賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 全会一致でござ
ります。よって、本案は、全会一致を
もって散会いたします。

午後四時七分散会

五月二十三日本委員会に左の案件を付
託された。

一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法
案(予備審査のための付託は三月
二十七日)

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改
正する法律案(同)

五月二十八日本委員会に左の案件を付
託された。

一、石炭鉱山保安臨時措置法の一部
を改正する法律案(予備審査のた
めの付託は三月二十七日)

なお、本院規則第七十二条によりま
して、議長に提出すべき報告書の作成
につきましては、慣例によつて、これ
と認めることに御異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認
めます。

それでは、これより採決に入ります。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案全
部を問題に供します。

本法案を原案どおり可決することに賛
成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 全会一致でござ
ります。よって、本案は、全会一致を
もって、原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を
改正する法律案全部を問題に供しま
す。本案を原案どおり可決することに
賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀末治君) 全会一致でござ
ります。よって、本案は、全会一致を
もって散会いたします。

午後四時七分散会

五月二十三日本委員会に左の案件を付
託された。

一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法
案(予備審査のための付託は三月
二十七日)

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改
正する法律案(同)

五月二十八日本委員会に左の案件を付
託された。

一、石炭鉱山保安臨時措置法の一部
を改正する法律案(予備審査のた
めの付託は三月二十七日)

昭和三十八年六月四日印刷

昭和三十八年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局